

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

地域・こども・デジタル特別調査室

所管事項の動向

1 地域活性化

(1) デジタル田園都市国家構想と地方創生

ア 背景

我が国は、急速に人口減少・少子高齢化が進行しており、生産年齢人口の減少¹が、我が国の経済成長の制約になることが懸念されている。加えて、地方からの人口流出と東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）への人口集中が続いており、地方の人手不足や地域産業の衰退等が大きな課題となっている²。

このため、政府は、平成26年以降、①活力ある地域社会の実現、②東京圏への一極集中の是正などを目標に掲げ、地方創生（まち・ひと・しごと創生³）の取組を進めてきたが、東京圏への人口集中の傾向はむしろ加速した。

しかし、令和2年に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大すると、地方移住への関心の高まりやテレワークの普及等によって、東京圏の転入超過数が減少に転じた。また、感染拡大を契機として、社会全体のデジタル化を進める気運が高まり、地方創生の取組についても、デジタル技術の活用によって加速化・深化させていく重要性が指摘されるようになった。

このような中、令和3年10月に発足した岸田内閣（当時）は、デジタル技術の活用による地方の社会課題の解決や魅力の向上を実現することで、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」を推進してきた。

イ デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組

デジタル田園都市国家構想については、内閣総理大臣を議長とする「デジタル田園都市国家構想実現会議」（以下「実現会議」という。）において構想の具体化に向けた検討が進められ、令和4年12月、構想の実現に必要な施策の方向等を示した「デジタル田園都市国家構想総合戦略⁴」（以下「総合戦略」という。）が閣議決定された（令和5年12月に改訂）。総合戦略は、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上の取組の加速化・深化を図るため、「地方に仕事をつくる」「人の流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「魅力的な地域をつくる」という4つの観点からの取組を推進するとしている。

¹ 生産年齢人口（15～64歳人口）は、平成7年（8,716万人）をピークに減少しており、令和2年国勢調査では7,509万人（平成7年比1,208万人減）となっている。

² 東京圏の転入超過数の大半は若年層（15～29歳）が占めているため、地方の若い世代が出生率の低い東京圏に流出することにより、我が国全体の少子化・人口減少を加速化させているとの指摘もある。

³ 政府は、「地方創生」と「まち・ひと・しごと創生」は「同じもの」としている（第187回国会衆議院地方創生に関する特別委員会議録第3号26頁（平26.10.15）石破地方創生担当大臣（当時）答弁）。

⁴ 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定された第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）（令和2年12月閣議決定）の変更という形で策定されたものである。

また、そのために必要となる「デジタル実装の基礎条件整備」として、「デジタル基盤の整備」「デジタル人材の育成・確保」「誰一人取り残されないための取組」を強力に推進し、構想の実現を図るとしている。

なお、総合戦略では、デジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていくとしているが、これまでの地方創生の各種取組についても、デジタル活用に限定することなく、改善を加えながら推進していくことが重要としている。

ウ 地方創生の取組に対する国の支援

地方自治体は、総合戦略を勘案して、地方版総合戦略⁵を策定し、地方創生の取組を進めている。これに対し、国は、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく支援措置（①デジタル田園都市国家構想交付金⁶（以下「デジ田交付金」という。）のうち地方創生推進タイプ・地方創生拠点整備タイプ、②企業版ふるさと納税、③地方拠点強化税制等）や、地方財政措置⁷などによって、その取組を支援している。

地方創生関連の主な支援策

事業名	概要
企業版ふるさと納税 【令和6年度まで ⁸ 】 (地域再生法上の支援措置)	○地方自治体の地方創生の取組に法人が寄附を行った場合、寄附額の6割相当額を法人住民税・法人事業税等の税額から控除（損金算入措置による軽減効果と合わせて、寄附額の約9割相当額を軽減）
地方拠点強化税制 【令和7年度まで】 (地域再生法上の支援措置)	○事業者が本社機能を有する業務施設（事務所、研究所等）を①東京23区から移転する場合、②三大都市圏の中心部以外の地域において拡充する場合等に、法人税等の課税の特例（オフィス減税・雇用促進税制）により支援
地方創生移住支援事業 【デジ田交付金(補助率1/2)】	○東京23区在住者又は通勤者が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合（テレワークにより移住前の業務を継続する場合を含む。）に、移住支援金（最大100万円＋子供1人当たり最大100万円）を支給
地方創生起業支援事業 【デジ田交付金(補助率1/2)】	○地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業等する者に対して起業等のための伴走支援と起業支援金（最大200万円）を支給
地方創生人材支援制度	○地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間専門人材を市町村長の補佐役として派遣

（内閣府地方創生推進事務局資料等を基に当室作成）

なお、平成26年以降、地域再生法の数次の改正によって、地方創生関連の支援措置の拡充が図られており、令和6年の第213回国会（常会）においても、住宅団地を再生するため

⁵ まち・ひと・しごと創生法に基づく「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」をいう。地方版総合戦略の策定は任意（努力義務）であるが、ほぼ全ての地方自治体で、改訂・延長等により地方版総合戦略が策定されている（令和5年4月1日現在時点）。

⁶ デジタル田園都市国家構想交付金（令和5年度補正予算：735億円、令和6年度当初予算：1,000億円）には、①デジタル実装タイプ（デジタル実装に必要な経費を支援）、②地方創生推進タイプ（地方創生に資するソフト事業等を支援）、③地方創生拠点整備タイプ（地方創生に資する拠点施設の整備等を支援）、④地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ（半導体等の大規模生産拠点整備を支援）がある。

⁷ 令和6年度地方財政計画においてデジタル田園都市国家構想事業費1兆2,500億円（地方創生推進費1兆円、地域デジタル社会推進費2,500億円）が計上され、これに相当する一般財源（地方交付税等）が確保された。

⁸ 内閣官房・内閣府等は、令和7年度税制改正要望において、適用期限を5年間延長するよう求めた。なお、経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月閣議決定）では、企業版ふるさと納税について、これまでの取組状況等を総合的に検証するとともに、今後の制度の在り方を検討するとされている。

の支援措置の拡充や、地方拠点強化税制の対象拡大（子育て施設等の追加）などを内容とする地域再生法の一部を改正する法律（令和6年法律第17号）が成立した。

エ 地方創生10年の取組と今後の推進方向

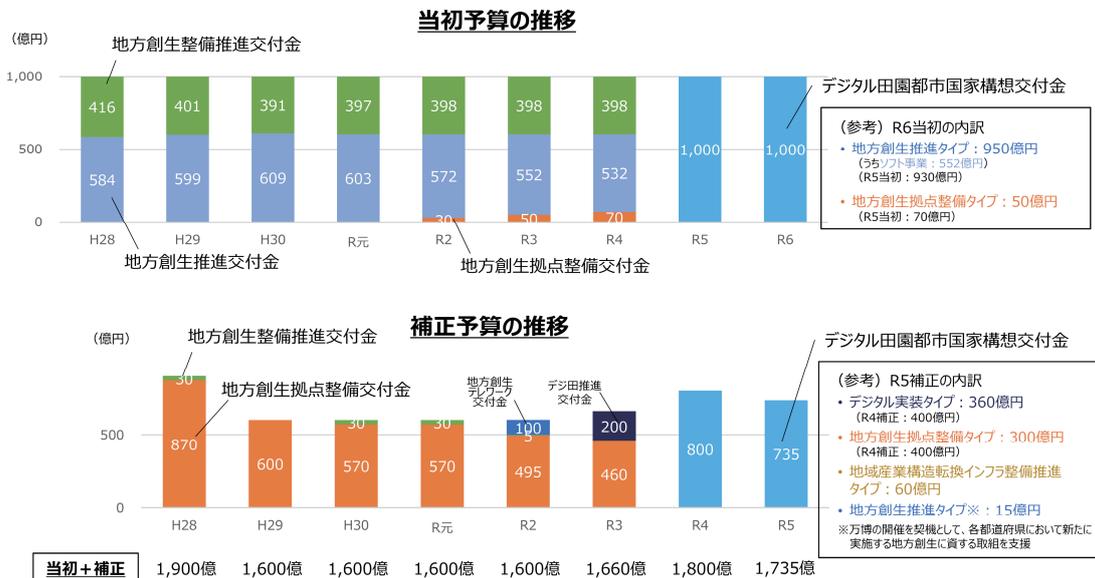
令和6年は、地方創生の取組が本格的に始まってから10年の節目となる。このため、実現会議は、同年6月、「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を取りまとめた。この中で、地域によっては、人口増加など、地方創生の成果と言えるものが一定数あると評価しつつも、人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っていないとした。その上で、今後求められる取組の方向として、①東京圏への過度な一極集中への対応、②少子化への対応、③地域の生産年齢人口の減少への対応などを挙げた。

オ 石破内閣の発足と地方創生2.0

令和6年10月1日、「地方を守る」との方針を掲げた石破内閣が発足した。石破内閣総理大臣は、同月4日の所信表明演説において、地方創生をめぐる成果と反省を活かし、地方創生2.0として再起動させると述べた上で、具体的な取組として、①地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増することを目指す、②少子高齢化や人口減少に対応するため、実現会議を発展させ、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を創設し、今後10年間集中的に取り組む基本構想を策定するなどとした。

このうち、①地方創生の交付金については、令和6年度当初予算で1,000億円が計上されているため、当初予算ベースでの倍増が実現した場合、予算額は2,000億円となる。

デジタル田園都市国家構想交付金の推移



(出所)内閣官房・内閣府資料

また、②新たな本部の創設については、同月11日、経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、「新しい地方経済・生活環境創生本部」(本部長：内閣総理大臣)が設置された。同本部の初回会合(11月8日)では、同年12月末に「基本的な考え方」を

決定するとされ、そのポイントとして（i）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、（ii）東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散、（iii）付加価値創出型の新しい地方経済の創生、（iv）デジタル・新技術の徹底活用、（v）「産官学金労言」のステークホルダーの連携など、国民的な機運の向上、の5点が示された。

(2) 地方分権改革

ア 提案募集方式による地方分権改革

地方分権改革は、平成5年6月の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」を契機として取組が推進されてきたもので、第1次分権改革（平成5年～）、三位一体の改革（平成16年～）、第2次分権改革（平成18年～）を経て、平成26年以降は、提案募集方式による改革が進められている。

地方分権改革のあゆみ

年	主な動き	改革等の概要
平成 5	地方分権の推進に関する決議（衆参両院）	
7	地方分権推進法成立 地方分権推進委員会発足（～平成13年7月） （平成8年12月第1次～平成10年11月第5次勧告）	【第1次地方分権改革】 ・機関委任事務制度の廃止と事務の再編成 ・国の関与の新しいルールの創設 ・権限移譲 ・条例による事務処理特例制度の創設 等
	11	
16	三位一体改革（平成14～17年骨太の方針） 国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革（平成16～18年度）	
18	地方分権改革推進法成立	【第2次地方分権改革】 ・地方に対する規制緩和 （義務付け・枠付けの見直しなど） ・国から地方への事務・権限の移譲 ・都道府県から市町村への事務・権限の移譲 等
19	地方分権改革推進委員会発足（～平成22年3月） （平成20年5月第1次～平成21年11月第4次勧告）	
23	国と地方の協議の場法成立 第1次一括法成立 第2次一括法成立	
	25	
26	第4次一括法成立 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ 提案募集方式（平成26年～）	
27	第5次一括法成立 ）	【提案募集方式】 ・委員会勧告方式に代えて、地方の発意に根ざした新たな取組として、個々の地方公共団体等から提案を募集し、提案の実現に向けて検討
令和 6	第14次一括法成立	

（内閣府資料を基に当室作成）

提案募集方式は、従来の委員会勧告方式に代えて個々の地方自治体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行うもので、毎年1回、3か月程度の期間提案募集が実施されている。

地方からの提案等に関し政府は、毎年12月、対応方針を閣議決定し、このうち、法制化が必要な事項については、翌年の通常国会に、地方分権一括法案を提出しており⁹、平成27年から令和6年までの間に第5次一括法から第14次一括法が成立している。

なお、地方分権改革有識者会議は提案募集方式を導入してから10年目の節目を迎え、その総括と地方分権改革を一層推進する観点から、今後の方向性を取りまとめ、公表した¹⁰。この中では、引き続き「提案募集方式」による取組の推進を求めた上で、①提案を行ったことのある町村の割合が3割弱にとどまっていること、②近年、現行制度の見直しにとどまる提案が少なくないこと、③国民の関心が高まっているとはいえないことなどを指摘し、これらの課題への適切な対応を求めている。

イ 令和6年の提案募集

令和6年の提案募集では、内閣府において、同年1月25日から5月10日まで、地方自治体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案の募集が実施され、地方自治体等283団体から293件の提案がなされた（令和5年：236団体から230件）。

今回の提案募集においては、重点募集テーマとして「デジタル化」が設定されており、提案件数293件のうち、「デジタル化」に関する提案が107件となっている¹¹。

これらの提案事項については、地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の調査・審議を経て、関係府省との調整を踏まえ、提案に関する対応方針について、年末までに地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行うとされている。

ウ 計画等の策定の見直しに関する取組

我が国においては、計画等の策定を通じた行政が進められる中で、近年、計画等の策定の義務付け等の規定（努力義務規定及び「できる」規定を含む。）が増加してきている¹²。

計画等の策定については、地方分権改革において一定の見直しが行われてきたものの、平成22年から令和2年の10年間で法律により地方公共団体が策定主体とされる計画等に関する条項数が約1.5倍になっており、地方公共団体においては、増加し続ける計画等に係る事務への対応に多大な労力を要している。

こうしたことを背景として、令和5年3月、地方分権改革推進本部における決定を経て、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」が閣議決定された。この中では、新規の計画等の策定や既存計画等の統合などの基本原則¹³を踏まえ、各府省の制度の検討等に当たっての計画行政の

⁹ 地方分権改革推進本部「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月）

¹⁰ 地方分権改革有識者会議「地方分権改革の今後の方向性について―提案募集方式の導入以後10年の総括と展望―」（令和5年12月15日）

¹¹ 令和6年の地方からの提案状況（「第58回地方分権改革有識者会議・第163回提案募集検討専門部会 合同会議」配布資料）

¹² 計画等の策定を努力義務や任意としながら財政支援等の要件とするケースも増加傾向にある。

¹³ 「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」（令和4年6月閣議決定）において、計画等の策定に関する基本原則が明記された。

指針が示された。

各府省における既存計画の見直し状況については、内閣府において取りまとめられ、地方分権改革有識者会議に報告がなされている¹⁴。

(3) 国家戦略特区制度

ア 概要

国家戦略特区制度は、平成25年6月、第2次安倍内閣における成長戦略である「日本再興戦略」に盛り込まれ、同年12月、国家戦略特区法¹⁵の成立により創設された。

同制度は、規制の特例措置の整備等によって「岩盤規制」の突破口を開き、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としており、国家戦略特区における地域経済活性化の手段であるとともに、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう、積極的な全国展開も進められている。

規制の特例措置は、政令¹⁶により指定された区域について、国家戦略特区ワーキンググループによる調査・検討を踏まえ、必要に応じて国家戦略特別区域諮問会議において審議が行われ、国家戦略特区法等の改正により創設された後、個別の事業認定を経て実施される。

イ 国家戦略特区の指定区域

国家戦略特区には、これまでに以下の区域が指定されている。

国家戦略特区の指定区域

平成26年：東京圏（東京都・神奈川県・成田市）、関西圏（大阪府・兵庫県・京都府）、 沖縄県、新潟市、養父市、福岡市
平成27年：愛知県、仙台市、仙北市
平成28年：広島県・今治市、北九州市 ¹⁷ 、千葉市 ¹⁸
令和4年：【スーパーシティ型】つくば市、大阪市 ¹⁹ 【デジタル田園健康特区】加賀市・茅野市・吉備中央町
令和6年：【連携“絆”特区】福島県・長崎県、宮城県・熊本県 【金融・資産運用特区 ²⁰ 】北海道

（内閣府国家戦略特区HPを基に当室作成）

スーパーシティとは、自動運転、遠隔医療、キャッシュレス決済など生活全般にわたり、大胆な規制改革と併せてデータ連携基盤を活用して、複数の先端的サービスを提供する未来社会を先行実現することを目指すものである。また、デジタル田園健康特区は、デジタ

¹⁴ 第58回 地方分権改革有識者会議・第163回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録(令和6年6月24日)

¹⁵ 「国家戦略特別区域法」(平成25年法律第107号)

¹⁶ 「国家戦略特別区域を定める政令」(平成26年政令第178号)

¹⁷ 福岡市の区域拡大による指定

¹⁸ 東京圏の一部として指定

¹⁹ 大阪市は、既に国家戦略特区に指定されている大阪府とともに、スーパーシティの実現を目指している。

²⁰ 金融・資産運用特区には、既に国家戦略特区に指定されている東京、大阪、福岡に加えて、北海道が指定された。

ル技術を活用し、健康・医療などをはじめとした地域の課題解決に重点的に取り組むものである。スーパーシティ及びデジタル田園健康特区は、地域の活性化や持続可能な経済社会の実現を目指すデジタル田園都市国家構想を先導するとされている。

連携“絆”特区とは、地理的に離れた複数の自治体が連携して共通課題の解決を目指すものであり、福島県と長崎県はドローン等の新技術実装について、宮城県と熊本県は人材不足に対処し半導体を核とした産業拠点形成について、それぞれ連携して取り組んでいる。

金融・資産運用特区とは、国内外の金融・資産運用業者の集積と成長分野の発展を目指す取組であり、新たに指定された北海道では、GX（グリーン・トランスフォーメーション）と金融集積を結び付けた取組を進める。

ウ 国家戦略特区をめぐる最近の動き

令和6年8月26日、国家戦略特別区域諮問会議において、成田空港を核とした国際航空物流拠点機能の強化について、地域一帯の国家戦略特別区域指定などを通じ、航空物流人材を確保するため外国人材の活用を検討することとされた。

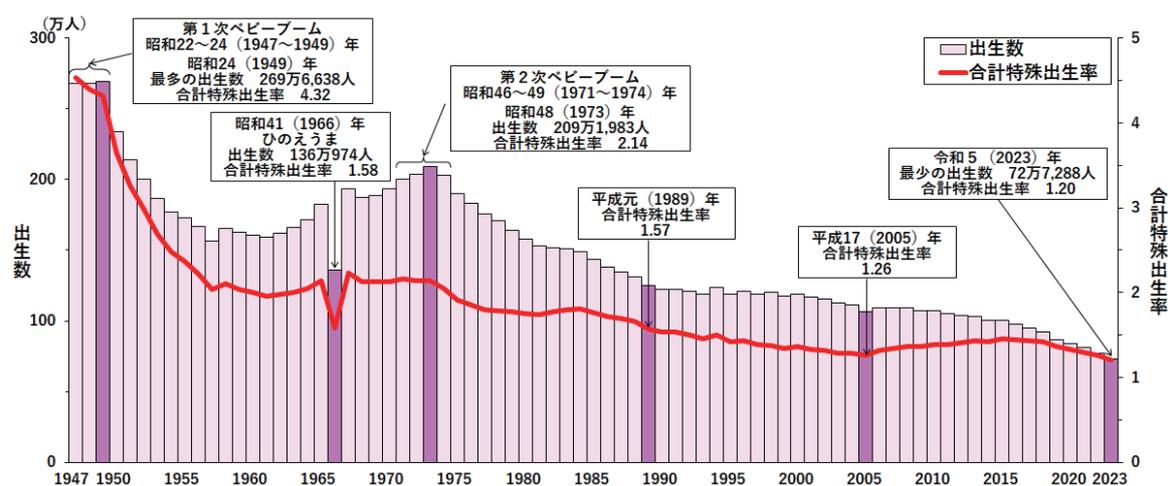
同会議において、岸田内閣総理大臣（当時）は、日本全体の競争力強化の観点から国家プロジェクトとして取組を加速していく旨発言し、国土交通省等の関係省庁に対し、地元自治体と連携して、国家戦略特区制度の活用や関連インフラの整備を含めて総合的な支援策を取りまとめるよう指示した。

2 こども政策

(1) 少子化の現状

令和5（2023）年、我が国の出生数は72万7,288人と、統計を開始した明治32（1899）年以来最低の数字となり、合計特殊出生率も過去最低の1.20となった。

出生数及び合計特殊出生率の推移



(厚生労働省「令和5年（2023）人口動態統計（確定数）」第2表-1、第2表-2を基に当室作成)

(2) こども家庭庁

こどもに関する施策は多岐にわたり、従前、担当省庁も複数にまたがっていた。このような状況の下、令和3年4月、菅内閣総理大臣（当時）は、こどもたちのために何が必要であるかという視点に立って、縦割りを打破し、組織の在り方を抜本から考えていくことも必要であるとの認識を示した²¹。

その後、岸田内閣（当時）において具体的な組織の在り方の検討が進められ、令和4年6月、こども家庭庁設置法²²、関係法律整備法²³及びこども基本法²⁴が制定・公布された。そして、令和5年4月、これらの3法律が施行され、こども家庭庁が発足した。

こども家庭庁は、こども政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を実現するため、児童虐待、いじめ、こどもの貧困など、こどもをめぐる様々な課題に対し、常にこどもの視点に立って、こどもの最善の利益を第一に考え、縦割りを排した行政を進めるための司令塔として、政府内の総合調整を適切に行いつつ、各省庁より一段高い立場からこども政策を主導し、必要に応じてちゅうちょなく勧告権を行使するとされている²⁵。

また、こども家庭庁は、発足後、「こども大綱」（こども基本法第9条第1項）の策定作業を進め、令和5年12月に同大綱が閣議決定された²⁶。

(3) こども未来戦略

令和5年1月、岸田内閣総理大臣（当時）は、令和4年の出生数が80万人を割り込む見込みであることに触れ、少子化の問題はこれ以上放置できない課題であるとの認識を示した上で、従来とは次元の異なる少子化対策の実現に取り組む方針を表明した。

これを受けて、令和5年12月、「こども未来戦略」が閣議決定され、そのうち「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）とされた具体的施策については、今後3年間（令和8年度まで）の集中取組期間にその大半を実施することとされた。

加速化プランでは、各年度予算において、①若い世代の所得向上に向けた取組（約1.7兆円）、②全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充（約1.3兆円）及び③共働き・共育での推進（約0.6兆円）に計約3.6兆円の充実を図るとした。

²¹ 第204回国会参議院決算委員会会議録第1号11頁（令3.4.5）菅内閣総理大臣答弁

²² 令和4年法律第75号

²³ 「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第76号）

²⁴ 令和4年法律第77号。内閣提出法案であったこども家庭庁設置法等と同時に、議員立法にて制定された。

²⁵ 令和5年3月24日小倉内閣府特命担当大臣記者会見要旨

²⁶ 「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 非正規雇用労働者の雇用の安定と賃金の向上（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

<p>児童手当の拡充</p> <p>※従来の制度は2024年12月（2024年10月分から拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 所得制限を撤廃 ✓ 高校生年代まで延長 すべてのこどもの育ちを支える 基礎的な経済支援としての位置づけを明確化 ✓ 第3子以降は3万円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給金額</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳～高校生年代</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1子・第2子</td> <td>月額1万5千円</td> <td>月額1万円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>月額3万円</td> <td>※ 多子加算のカウント方法を 見直し</td> </tr> </tbody> </table> <p>→ 3人の子がいる家庭では、 総額で最大400万円増の1100万円</p>	支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代	第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円	第3子以降	月額3万円	※ 多子加算のカウント方法を 見直し	<p>妊娠・出産時からの支援強化</p> <p>2022年度から実施中（2025年度から制度強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 出産・子育て応援交付金 10万円相当の経済的支援 ①妊娠届出時（5万円相当） ②出生届出時（5万円相当×こどもの数） ✓ 伴走型相談支援 様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる → 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援 <p>子育て世帯への住宅支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 公営住宅等への優先入居等 今後10年間で計30万戸 実施中 ✓ フラット35の金利引下げ こどもの人数に応じて最大1%（5年間）の引下げ 2024年8月から実施 	<p>出産等の経済的負担の軽減</p> <p>2023年度から実施中</p> <p>STEP 1 出産育児一時金の引き上げ 42万円 → 50万円に 大幅引き上げ 「費用の見える化」・「環境整備」</p> <p>STEP 2 出産費用の保険適用の検討 2025年度を目途に検討</p>	<p>高等教育（大学等）</p> <p>大学等の高等教育費の負担軽減を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯、理工農系に拡充 2024年度から実施 ✓ 多子世帯の学生等については授業料等を無償化 2025年度から実施 ✓ 貸与型奨学金の月々の返還額を減額できる制度の収入要件等を緩和 2024年度から実施 ✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入 2024年度から実施
支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代										
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円										
第3子以降	月額3万円	※ 多子加算のカウント方法を 見直し										

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ 「こども誰でも通園制度」を創設
 - ・ 月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み
2024年度から実施
※2022年度から制度強化・2025年度から給付料・給付料の負担軽減を実施
- ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ
4・5歳児は2024年度から実施、1歳児は2025年度以降加速化プラン期間中の早期に実施
 - ・ 76年ぶりの配置改善：（4・5歳児）30対1→25対1（1歳児）6対1→5対1
 - ・ 民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善 2023年度から実施
 - ・ 「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 2024年度から実施
- ✓ 多様な支援ニーズへの対応
 - ・ 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化 2023年度から実施
 - ・ 児童扶養手当の拡充 2024年度から実施
 - ・ 補装具費支援の所得制限の撤廃 2024年度から実施

3. 共働き・子育ての推進

育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 **85%**へ大幅引き上げ（2030年）
※2022年度：17.13%

→ 男性育休を当たり前

- ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充 2025年度から実施
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
 - ・ 業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充 2024年1月から実施
- ✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に 2025年度から実施

育児期を通じた柔軟な働き方の推進

- ✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置
 - ・ 事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置 2024年9月31日から1年6月31日に実施する旨の目標を設定
- ✓ 時短勤務時の新たな給付 2025年度から実施 → 利用しやすい柔軟な制度へ

（出所）令和6年版こども白書

また、加速化プランを支える財源として、令和10年度までに、①既定予算の最大限の活用等（約1.5兆円）、②歳出改革による公費節減の効果（約1.1兆円）及び③「支援金制度」の構築（約1.0兆円）により、計3.6兆円程度の安定財源を確保するほか、これを確保するまでのつなぎとして、こども・子育て支援特別公債を発行するとした。

そして、こども未来戦略の内容を踏まえ、令和6年2月16日、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が第213回国会（常会）に提出された。同法は、同年6月5日に成立し、同月12日に公布された²⁷（施行日は同年10月1日であるが、段階的に施行）。

(4) こどもまんなか実行計画

こども基本法に基づく「こども大綱」では、具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめ、こども家庭審議会において施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目途にこども政策推進会議において同計画を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映することにより、継続的に施策の点検と見直しを図るとしている。

これを踏まえ、令和6年5月31日、こども政策推進会議において、「こどもまんなか実行計画2024」が決定された。

²⁷ 令和6年法律第47号

(5) こどもに対する性犯罪・性暴力の防止

こどもに対する性犯罪・性暴力は、こどもの心身に生涯にわたり有害な影響を及ぼすものである。特に、教育・保育等の現場においてその従事者が加害者となる場合、こどもの性的知識の未熟さや立場の弱さに乗じて行われ、第三者が被害に気がつきにくく、一度発生すると継続する可能性が高い。

これを未然に防止する仕組みとして、教育職員等及び保育士については、令和3年の教員性暴力等防止法²⁸の制定及び令和4年の児童福祉法の改正²⁹により、児童生徒性暴力等により教員免許状の失効等及び保育士登録の取消しに至った者のデータベースの整備及び活用、資格の再授与等の制限等が規定された。

これに加えて、塾講師や放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、イギリスのDBS³⁰制度を参考に、性犯罪歴がないことの証明を求める「日本版DBS制度」の導入の検討が進められた。

以上を踏まえ、令和6年3月19日、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する一定の対象事業者が、児童等に対する性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにするとともに、そのために講ずべき措置等について定めることを内容とする「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案」が第213回国会（常会）に提出された。同法は、同年6月19日に成立し、同月26日に公布された³¹（一部を除き、公布日から2年6月以内において政令で定める日から施行）。

3 旧優生保護法被害者の救済

(1) 旧優生保護法の下で行われた優生手術（不妊手術）の概要

優生保護法³²は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すること等を目的として、昭和23年6月に議員立法により制定された。障害等を理由とする優生手術（生殖を不能にする手術。以下「不妊手術」という。）に関する規定が同法から削除される平成8年9月25日³³までの間、約2万5,000件の不妊手術が実施された。

(2) 旧優生保護法被害者の救済に向けた動き

ア 旧優生保護法一時金支給法の制定（平成31年）

平成30年1月、旧優生保護法の下で不妊手術を強制されたとして、被害者らが国に損害賠償を求める訴訟が仙台地裁に提起されたことを皮切りに、同様の訴訟が相次いで提起さ

²⁸ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）

²⁹ 「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）

³⁰ 前歴開示・前歴者就業制限機構（Disclosure and Barring Service）

³¹ 令和6年法律第69号

³² 昭和23年法律第156号

³³ 平成8年9月26日、障害者の権利の実現に向けた取組が進められる中で、法律の題名を優生保護法から母体保護法に改めること、法律の目的中「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」を削除すること、障害等を理由とする優生手術に関する規定を削除すること等を内容とする「優生保護法の一部を改正する法律」が施行された。

れることとなった。そのような状況を踏まえ、旧優生保護法に基づく不妊手術等を受けた者に対する一時金の支給等を内容とする議員立法の提出に向けて、超党派で議論が行われることとなり、平成31年4月24日、旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、障害等を理由に不妊手術等を受けた者に一時金320万円を支給する旨の旧優生保護法一時金支給法³⁴が議員立法で成立した（即日公布・施行）。なお、令和6年3月29日には、一時金の支給の請求期限を5年延長する改正法が成立している（同年4月5日公布・施行）。

イ 旧優生保護法をめぐる最高裁判決（令和6年）

不妊手術の被害者からの損害賠償請求を認容するか否かについて、国は改正前民法第724条後段の除斥期間³⁵の適用を主張しており、下級審の判断は割れていたが、令和6年7月3日、大阪、東京、札幌、神戸及び仙台の5件の訴訟に係る最高裁判決が示された。その概要は、旧優生保護法中の障害等を理由とする不妊手術に関する規定は違憲（憲法第13条及び第14条第1項違反）であり、同規定に係る国会議員の立法行為は国家賠償法上違法の評価を受けるもので、国が除斥期間の主張をすることは信義則に反し許されないとするものであり、原告の損害賠償請求を認容した4件の判決（大阪、東京、札幌及び神戸の各訴訟）については、国の上告を棄却し、国に賠償を命じる判決が確定した³⁶。また、損害賠償請求を棄却した判決（仙台訴訟）については、破棄して審理を仙台高裁に差し戻した。なお、同最高裁判決の判決正本は、同日最高裁判所長官から議長宛に送付され、同月16日、議長から本委員会に参考送付されている。

ウ 旧優生保護法補償金等支給法の制定

最高裁判決を受けて、超党派の「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」は、原告らの要求を踏まえつつ、不妊手術の被害者に対する新たな補償制度の創設など旧優生保護法被害者救済のための法案作成に着手した。同議員連盟によって取りまとめられた法案は、令和6年10月7日（第214回国会（臨時会））に旧優生保護法一時金支給法の全部改正という形で、委員会提出法律案として衆議院に提出³⁷され、同日衆議院本会議で、翌8日に参議院本会議でそれぞれ全会一致で可決され、旧優生保護法補償金等支給法³⁸が成立した（同月17日公布、3月経過日から施行）。また、法案と併せて、「旧優生保護

³⁴ 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）。なお、同法は厚生労働省の所管であったが、こども家庭庁の設置（令和5年4月1日）に伴い、母体保護法とともに同庁の所管となった。

³⁵ 法律上の権利を行使しないときに、その権利が消滅するまでの期間。権利関係を速やかに確定させる目的がある。不法行為に対して損害賠償を求める権利については、改正前民法では行為があつてから20年で消滅すると規定していた。（『日本経済新聞』（2024.5.30））

令和2年4月に改正民法が施行され、進行を中断させられる「時効」に統一されたが、除斥期間が改正民法施行の際既に経過していた場合には遡って適用されない（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）附則第35条第1項）。

³⁶ 判決で確定した賠償額は、不妊手術の被害者本人は1,300万～1,500万円、配偶者は200万円。

³⁷ 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第4号

³⁸ 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」（令和6年法律第70号）

法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議³⁹」も両院において全会一致で議決された。

同法の施行日は令和7年1月17日であるところ、政府は、施行日から補償金等の請求ができるよう、個々の被害者が置かれた状況に十分に配慮した上で必要な広報・周知を行い、補償金等を被害者に確実に届けることに全力を尽くしていくとしている⁴⁰。

国会としても、本法と国会決議に基づき、「全ての個人が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく尊厳が尊重される社会」の実現のために取り組んでいく必要がある。

4 デジタル社会形成

(1) デジタル社会形成基本法の概要

令和3年に制定された「デジタル社会形成基本法⁴¹」は、データ活用の重要性の高まりや新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなったデジタル化の遅れ等を踏まえて、社会全体のデジタル化を強力に推進するために、「デジタル社会」の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するための基本法とされている。

令和5年の法改正⁴²においては、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直し、令和6年の法改正⁴³においては行政機関等が保有するデータの品質の確保が、それぞれ基本方針として位置付けられた。

(2) デジタル手続法⁴⁴の概要

令和元年5月の法改正⁴⁵により、デジタル手続法に情報通信技術を活用した行政の推進に関する3原則（デジタル3原則）が明確化された。また、行政手続等についてはオンラインで実施することを原則としているほか、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略が可能となっている。

³⁹ 衆議院の決議は、田村憲久君外7名提出（提出会派は、自民、立憲、維教、公明、共産、国民、有志、れ新）。参議院の決議は、牧野たかお君外11名提出（提出会派は、自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新、沖縄）。なお、いずれの決議も同内容であった。

⁴⁰ 令和6年10月11日、三原国務大臣記者会見

⁴¹ 令和3年法律第35号

⁴² 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第63号）

⁴³ 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第46号）

⁴⁴ 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）。脚注45による改正により、題名が従前の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から変更された。

⁴⁵ 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）

デジタル3原則

原則	概要
デジタルファースト	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結
ワンスオンリー	一度提出した情報は、二度提出することを不要に
コネクテッド・ワンス トップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで 実現

(「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定) 4頁を基に当室作成)

令和5年の法改正⁴⁶において、行政機関等における情報通信技術の効果的な活用及び規制の見直しに資する情報の公表・活用について定めるほか、記録媒体の提出が求められる申請等の行政手続をオンラインにより行うことができる旨が規定された。

また、令和6年の法改正⁴⁷において、公的基礎情報データベースの整備等の推進に係る措置を講ずること等が規定された。

(3) デジタル行財政改革

令和5年10月、急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現するため、「デジタル行財政改革会議」が設置された。

令和6年6月に同会議が決定した「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針⁴⁸」は、各府省庁による所管分野のBPR(業務改革)とデジタル原則を徹底する「タテの改革」と、デジタル公共インフラと共通システムの整備・利活用を推進する「ヨコの改革」を進めることによって、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を推進していくとしている⁴⁹。

(4) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、マイナンバー法⁵⁰に基づき、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることの確認を行うための基盤である。同法は、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、国民が利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めている。

マイナンバーは、本人を識別するための12桁の番号である。平成27年10月5日以降に日本国内に住民票を有する個人に対して付番され、最新の「基本4情報」(氏名、生年月日、性別、住所)と関連付けて管理されている。また、マイナンバーは、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において利用を促進することとし、マイナンバーを利用できる

⁴⁶ 前掲注 42

⁴⁷ 前掲注 43

⁴⁸ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において閣議決定(令和6年6月21日)

⁴⁹ 今後、①喫緊の課題である20業務に係る情報システムの標準化(4(5)イ参照)に引き続き注力し、②国民・住民のニーズ(利用者起点)に即しているか等の基準に合致するものは、共通化を進めるとともに、③基準に合致しないものであっても、都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組んでいくとされている。

⁵⁰ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)

事務は法律又は条例において限定列挙されている（ポジティブリスト方式）。

マイナンバーカードは、本人に交付される I Cチップ付きのプラスチック製のカードであり、住民の申請により市区町村長から交付される。表面には基本 4 情報・顔写真・有効期限等が表示され、本人確認書類として利用でき、裏面にはマイナンバーが表示される。

令和 5 年の法改正⁵¹において、マイナンバーの利用範囲の拡大、マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）、戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加等の事項が改正された。これにより本年12月 2 日以降、従来の健康保険証の新規発行が終了となる。

また、令和 6 年の法改正⁵²において、マイナンバーカードに係る機能をスマートフォンに搭載するとともに、性別について電磁的記録事項としては残しつつ、次期マイナンバーカードの券面記載事項から削除すること等が規定された。

(5) ガバメントクラウド

ア ガバメントクラウド

「ガバメントクラウド」とは、国と地方公共団体の共通クラウド基盤であり、デジタル庁が整備し、国や地方公共団体が共通の基盤上でシステムを運用するもので、アマゾン・ウェブ・サービス（AWS）など 5 社が提供事業者を選定されている⁵³。

イ 地方公共団体によるガバメントクラウドの利用

令和 3 年に成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律⁵⁴」は地方公共団体に対し、基幹業務について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付けている。

デジタル社会の実現に向けた重点計画⁵⁵においては、基幹業務システム⁵⁶を利用する全ての地方公共団体が、原則令和 7 年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、その環境を整備するとされた。

また、ガバメントクラウドの利用料について、地方公共団体が利用に応じて国に支払い、国が国及び地方公共団体の利用料を一括して事業者を支払う仕組みを検討しているところ、利用料の負担と支払いを円滑に行うために必要な環境整備を併せて行う必要があるとされた。⁵⁷

⁵¹ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号）

⁵² 前掲注 43

⁵³ 「デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提供—令和 4 年度募集—の公募結果について」（令和 4 年 10 月、令和 5 年 4 月 3 日改訂）、「デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提供—令和 5 年度新規募集—の公募結果について」（令和 5 年 11 月 28 日）

⁵⁴ 令和 3 年法律第 40 号

⁵⁵ 令和 6 年 6 月 21 日閣議決定（以下「令和 6 年重点計画」という。）

⁵⁶ 基幹業務システムとは、国民生活に直接関係する事務に係る情報システムであって、相互に連携が必要な住民記録、地方税、介護や福祉といった地方公共団体の主要な 20 業務に関するシステムのこと。

⁵⁷ 令和 6 年重点計画 19, 101 頁

(6) デジタル関係制度をめぐる政府の取組

ア マイナンバー制度の推進

マイナンバーの利用や情報連携を行うべきものについて本年夏までに省庁に対して調査を行い、その結果を踏まえ、令和7年の常会への法案提出を目指すこととしている⁵⁸。

イ ガバメントクラウド利用料に関する保管金制度の検討

ガバメントクラウドの利用料について、地方公共団体の納める利用料を国が保管し一括して事業者を支払う保管金制度を創設するため、デジタル庁は、新法又は既存法の改正案の提出を検討しているとされる⁵⁹。

内容についての問合せ先

地域・こども・デジタル特別調査室 相原首席調査員（内線68777）

⁵⁸ 令和6年重点計画 10,39頁

⁵⁹ 『日本経済新聞』（2024.9.3）